【スクールカウンセラーに係る勤務条件等】

業務内容	スクールカウンセラーとしての次の業務(大阪府公立学校スクールカウンセラー配置事業 実施要綱 第3条第2項) ① 児童生徒、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言 ② 配置校の教育相談体制に対する助言 ③ その他小中学校課長及び配置又は派遣先の校長が認めるもの
勤務場所	大阪府内（大阪市、堺市を除く。）の市町村立小中学校等
任用期間	採用された日（令和９年４月１日）から令和10年３月31日まで
条件付採用期間	条件付採用期間あり(原則１月)
勤務時間及び休憩時間	原則１日あたり6時間(勤務時間を除き45分の休憩時間あり) 概ね午前10時00分～午後4時45分(配置先の校長との協議により決定) 時間外勤務は原則なし。ただし、緊急対応等が必要な場合等に、大阪府教育庁又は校長等が認める場合はその限りではない。
勤務回数 勤務時間	年間勤務回数 34回 年間勤務時間 204時間 及びスクールカウンセラー連絡協議会への参加:年間2回(スクールカウンセラースーパーバイザー及びチーフを除く2校勤務の場合は、うち1回3時間を配置する学校勤務とする。)
休日(勤務を要しない日)	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始
休暇等	年次休暇：６月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、定められた任用期間において、１年あたりの勤務日の日数及び勤続勤務年数に応じて、年次休暇を付与する。 特別休暇（有給）：災害、服喪、結婚、産前産後休暇　等 特別休暇（無給）：ドナー、病気休暇　等 ※詳細は、大阪府公立小中学校一般職非常勤職員就業等規則第12条、第13条、第14条等
報酬等	○報酬額及び交通費を支給。(報酬等は府教育庁が定めるところにより変更する場合がある) ○報酬額 ： 1時間につき5,200円 ○交通費 ： 通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき行う。 ○昇給、退職手当 ： なし ○期末手当、勤勉手当:原則なし(ただし、年度内の任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者(※)に限り支給) ※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者をいう。 ①任用期間全期間(52週)を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 ②任用期間において、月ごとに平均した週当たりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者
報酬等の支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間数の実績により計算した額が、翌月の10日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときはその直前の金融機関営業日)に、本人名義の金融機関口座振込により支給する。
退職	任用期間の満了等により退職するものとする。
再度任用	選考に合格した者については、再度の任用あり
社会保険等	【社会保険(健康保険、厚生年金保険)】 原則、適用はありませんので、ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになりますが、次の要件に該当する場合、健康保険(公立学校共済組合)(※)及び一般厚生年金(日本年金機構)が適用されます。 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・学生でないこと(ただし、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象) ・2か月を超えて雇用される見込みであること。 (※)社会保険加入要件を満たした場合において、適用日の前日まで任意継続制度に加入していた場合は、任意継続組合員の退会手続きが必要となります。退会手続きは、加入していた健康保険組合にお問い合わせください。また、任用期間終了後に公立学校共済組合大阪支部の任意継続組合員となるには、組合員期間(任意継続組合員であった期間は含みません)が１年と１日以上継続している必要があります。加

	入については、公立学校共済組合大阪支部のホームページよりご確認ください。 【雇用保険】 任用期間全期間(52 週)を平均した週あたりの勤務時間が 20 時間以上で、31 日以上の任用期間がある場合、適用される。
災害補償	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところによる。
服務	地方公務員法の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用される。
任命権者	大阪府教育委員会
特記事項	・本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ・採用選考後、採用予定者から国に対して、戸籍等の提出を行う必要があります。犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合は、本業務に従事することはできません。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

※　具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認してください。

※　勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認の上、勤務時間の変更等を行う場合があります。

※　標記の勤務条件等は、令和８年 11 月 13 日現在の内容です。今後、変更される場合があります。
　その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例等の関係法令により定めていますので、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課に確認してください。

※　分限・懲戒・服務上の措置
・分限の種類　　免職、休職（地方公務員法第 28 条、職員の分限に関する条例等）
・懲戒の種類　　免職、停職、減給、戒告（地方公務員法第 29 条、職員の懲戒に関する条例等）
地方公務員法の定める服務に関する規定（第 30 条、第 31 条等）の適用があります。
不利益処分に関する審査請求の規定（地方公務員法第 49 条等）の適用があります。

※　苦情相談等
大阪府人事委員会に対して苦情相談ができます。（職員からの苦情相談に関する規則等）
勤務条件に関する措置の要求の規定（地方公務員法第 46 条等）の適用があります。

※　求職者等へのハラスメントに関する相談窓口
　大阪府教育委員会では、誰もが安心して求職活動等を行える環境を整備することを目的として、求職者等へのハラスメントに関する相談窓口を設けています。
　各種採用選考等において、ハラスメントに関するご不安やお気づきの点がございましたら、相談窓口にご相談ください。（右の二次元コードから府ホームページをご覧ください。）
・相談内容等については、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき適正に管理します。
・相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行いません。

※　本事業に係る配置については、令和９年３月末に閉会予定の大阪府議会において、当該任用に係る予算が議決され、その予算の執行が可能になることにより、効力が生じるものです。